

市民の声（平成 28 年度）

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>意見 (2/6 受付)</p> | <p>下州海岸で多くの方がウォーキングや犬の散歩をしていますが、そのすぐ横でゴルフの練習をしている人がいます。早急に「ゴルフ禁止」の掲示板を立てて、事故を未然に防ぐようにお願いします。</p> |
| <p>回答</p> | <p>下州海岸のゴルフ目的の使用については、危険行為と認識いたしますので、海岸管理者である千葉県君津土木事務所に禁止看板の設置や巡回による注意喚起等を要請いたします。</p> <p>【担当】 千葉県君津土木事務所管理課 0438-25-5132 富津市建設経済部商工観光課 0439-80-1291</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>意見 (11/28 受付)</p> | <p>市役所の駐車場について、議員駐車場が北側出入口近くにありますが、子ども連れや高齢者向けに、北側出入口に近い駐車場が利用できるよう改善して欲しい。</p> |
| <p>回答</p> | <p>北側出入口付近の駐車場は、障がい者用 5 台、一般用 25 台、議員駐車場の一部に障がい者用 1 台、一般用 7 台の枠を用意してあります。また、議員駐車場についても、議会開会中以外は自由に利用できます。なお、駐車場の案内がよりわかりやすくするよう検討いたします。</p> <p>【担当】 富津市総務部財政課 0439-80-1239</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>意見 (11/16 受付)</p> | <p>ポイント制度の導入を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康制度を推進している会社および個人にはポイントを（社会医療費の削減） 2. 自動車免許の返納者にはポイントを（高齢者事故を防ぐ） 3. ポイントを地域商店で使える制度に |
| <p>回答</p> | <p>ポイント制度は、普段、健康づくりにはあまり関心のない方々に対し、ポイント等の付与により健康への関心を高め、健康的な生活習慣を实践するきっかけとなる制度であると考えます。</p> <p>本市では、来年度、国民健康保険加入者に対し健診受診者の増加を図るため、継続受診者にメリットとなるような取組みを検討しています。</p> <p>【担当】 富津市健康福祉部健康づくり課 0439-80-1268</p> <p>自動車免許の返納者に対するポイント付与や、地域商店におけるポイント制度の実施については、同様の施策を行っている自治体の状況を参考にし、商工会等を含め検討したいと考えます。</p> <p>なお、市内のバス事業者である天羽日東バス(株)では、自動車免許を返納した 65 歳以上の人に、「ノーカー・サポート優待証」を発行してお</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>り、通常の半額で市内の路線バスに乗ることができます。</p> <p>【担当】 富津市建設経済部商工観光課 0439-80-1291</p> <p>※「ノーカー・サポート優待証」については 天羽日東バス(株) 0439-67-0562</p> |
|--|--|

| | |
|-------------------------|--|
| 意見 (11/7 受付) | <p>千葉県内において、富津市の国民健康保険税や水道料金が高い理由はなぜでしょうか。</p> |
| 回答 | <p>富津市の国民健康保険税が高い理由は次の3点です。</p> <p>1. 1人当たりの総医療費が他市と比較して高いため 平成27年度の富津市の総医療費は 5,453,057,120 円で、一人当たりの総医療費が 344,476 円と、県内第4位です。 [参考] 木更津市…30位、君津市…23位、袖ヶ浦市…34位</p> <p>2. 他市と比較して年齢構成が高いため 平成26年現在、富津市内国民健康保険加入者（被保険者）の年齢構成のうち、65歳～75歳が占める割合が高くなっています。 [参考] 富津市…40%、木更津市…38% 君津市…38%、袖ヶ浦市…37%</p> <p>3. 一般会計から国民健康保険事業特別会計への法定外繰入をしていないため 国民健康保険事業特別会計は、公費負担と国民健康保険税で賄うことが原則です。近隣3市は、一般会計から法定外繰入をしています。 ※法定外繰入とは、法令に定めていない、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰入することです。 【担当】 富津市健康福祉部国民健康保険課 0439-80-1271</p> <p>水道事業は、事業運営に必要な費用を、税金ではなく水道料金の事業運営で得られる収入から賄う独立採算を原則としています。事業体により、給水人口や給水区域などが違うため水道料金等が異なります。 富津市は、行政面積が広い割に市街地が狭く、また山間部が多く、民家も点在しています。地域によっては良質な地下水があり、市営水道との併用が多く見受けられます。 また、安定した給水ができるよう老朽化が進んでいる水道施設や水道管の更新に伴う支出の増加に対し、人口の減少や節水意識の向上により使用水量が減少し、料金収入が減少しております。 このため費用対効果が低くなり、近隣市と比較しても生産コストが高くなり、必然的に料金も高くなっています。</p> |

| | |
|--|-----------------------------|
| | 【担当】 富津市水道部業務課 0439-66-2211 |
|--|-----------------------------|

| | |
|-------------------------|--|
| 意見 (10/11 受付) | <p>政務活動費について、あってはいけない事故が起きています。現在のままでは、市民から政務活動費廃止の声が上がっており、市民生活をよくするための政務活動も出来なくなってしまうと思います。</p> <p>そこで、富津市から新しい政務活動費のシステムを導入して、いち早いモデルとなるようになればと思います提案します。</p> <p>○現金での政務活動費をカード決済で行う。</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手違いによる領収書などの事故の削減。 ・活動費用の明細の管理も電子データとして残せる為、明確な情報として管理ができる。 ・カード決済によって得られるポイントを市民に還元できるシステムを構築でき、ポイント数を市民に公開することで使い道の検討にもなる。 |
| 回答 | <p>本市議会では、政務活動日の透明性の確保のため、終始一覧表と領収書を平成 27 年度分からホームページで公開しております。</p> <p>今後もより透明性を確保すべく、調査研究を行いたいと思います。</p> <p>【担当】 富津市議会事務局 0439-80-1331</p> |

| | |
|------------------------|---|
| 意見 (8/16 受付) | <p>ほぼ毎年花火大会に行っています。昨年から市民主催の花火大会になって場所も変更となりましたが、アクセスが悪く、バスを利用したら帰りのバス待ち人数の多さに驚愕し、会場から体育館まで歩かざるを得ない状況でした。</p> <p>市民団体が主催する花火大会なので多少の不便さは仕方ないと思いますがせめて、従来の場所を貸すとかの方法はないのですか？</p> <p>次年度に向け検討の程宜しくお願いします。</p> |
| 回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・花火打上げ場所について <p>一昨年まで市主催で行っていた花火大会の打上げ場所は、千葉県立富津公園内でした。この場所での打上げは、千葉県の許可を得ることで実施できますので、市民団体である富津市民花火大会実行委員会（以下「実行委員会」）が同様の許可を受けることで打上げは可能です。</p> <p>しかしながら、今年度から実施いたしました水中花火については、富津公園内を打上げ場所とした場合は観覧できないため、打上げ場所を富津海水浴場として実施された経緯がございます。</p> ・シャトルバスについて |

| | |
|--|---|
| | <p>実行委員会は、今回の混雑状況を踏まえ、次回からは増便して対応することを検討しております。</p> <p>いただいたご意見は、次年度の実行計画策定の検討課題として、実行委員会と共有させていただきます。</p> <p>【担当】 富津市建設経済部商工観光課 0439-80-1291</p> |
|--|---|

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>意見 (6/23 受付)</p> | <p>私は現在、仕事の関係で期間限定の異動となっており、事前に郵便局に転送届を提出していたのですが、本日、自動車税の督促状が手元に届きました。このような重要なものは、督促状を出す前に電話などで確認及び必ず手元に届くように郵便局に確認すべきではないでしょうか？</p> |
| <p>回答</p> | <p>督促状については、地方税法第 329 条で納期限後 20 日以内に督促状を発送しなければならないとされており、送付先については、原則的に納税通知書（納付書）と同様に、住民基本台帳に登録されている住所へ送付しております。</p> <p>ただし、一時的な転居等によりご本人様から送付先変更のご希望のあった場合には、個別に対応してあります。</p> <p>また、督促状を発送する前にご本人様への電話確認、郵便局等への居住確認をすべきというご意見については、すでに納税通知書が届いているものとして督促状を送付しておりますので、確認は行わない旨、ご理解のほど宜しくお願いいたします。</p> <p>なお、ご本人様の事情により住民登録地へ居住しておらず、郵便局への転送届をしていない郵便物は、市役所へ返送されますので、その後の調査によりご本人様へ通知されます。</p> <p>【担当】 富津市市民部税務課 0439-80-1246</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>意見 (5/26 受付)</p> | <p>私は、富津で生まれ育ちましたが大学進学から東京で生活し 30 年以上になります。富津には母親がひとりで生活していて畑のほとんどが未使用状態です。同じようなケースは市内に多数あると思います。東京にある各種健康保険組合に、メタボ対策、心と体のリフレッシュのため週末農家の募集を呼びかけ、人の流入策とすることにより、富津の活性化を図る案はどうか。市内観光スポットの割引特典もつけて。</p> |
| <p>回答</p> | <p>富津市では、平成 27 年度に富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、農業体験等を進めていきたいと考えております。</p> <p>富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、富津市ホームページをご覧ください。</p> <p>いただいたご意見も参考にしていきたいと思っております。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>【担当】 富津市建設経済部農林水産課 0439-80-1282</p> |
|--|--|

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>意見 (4/15 受付)</p> | <p>市役所に向かうまでの道路で、ふたのされていない用水路があり、中が広く、道が狭いため車も自転車も危険です。また、市役所への歩道が早く全てつながってほしいです。</p> |
| <p>回答</p> | <p>○市役所に向かうまでの道路で、ふたのされていない用水路について ご要望の箇所については、農業用水路として利用されており、水路幅も広いことから、歩行者等の安全確保を図るためにガードレールや防護柵がない箇所につきましては、現場を注視し、必要に応じて設置を検討していきたいと考えています。</p> <p>○市役所までの歩道の整備について 現在、富津市では、市役所前の県道 157 号線を青堀駅方面に向かった際、新しく付けられた信号機付近から県道 158 号線との交差点に向かって現在の県道 157 号線と並行して走る市道山王下飯野線の整備を進めております。</p> <p>この道路は、国からの交付金を活用しており、交付額により進捗状況が変わるため、完成年度は決まってはいませんが、片側に歩道のある計画で順次進めておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>【担当】 富津市建設経済部管理課 0439-80-1296</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>意見 (4/15 受付)</p> | <p>市議会議員選挙の選挙公報について</p> <p>①元・前・新人の区別 ②年齢を記載している候補がほとんどいない ③住所を記載している候補がほとんどいない ①～③の記載がないため、比較判断ができない公報となっています。 また、全員が市政の目標だけ掲げておりますが、具体的な内容は明記されておられません。</p> |
| <p>回答</p> | <p>選挙公報は、国政選挙及び都道府県知事選挙においては、公職選挙法（以下「公選法」という。）の規定により必ず発行しなければならないとされております。市町村の議会の議員及び市町村長の選挙においては市町村の条例で定めることにより任意制選挙公報を発行することができるとされており、今回の選挙公報はこの条例の規程に基づいて発行したものであります。</p> <p>いずれの場合も掲載内容については、氏名、経歴、政見、写真、図画であり、法令の規定に違反していないもの他は、候補者から提出され</p> |

た掲載文を原文のまま掲載しなければならないと公選法で規定されています。これは、掲載分の内容について選挙管理委員会が審査し、その諾否を決定することは候補者等の政見等の発表の自由を侵害し又は侵害するおそれがあることも考えられているためです。

貴重なご意見をいただいたところですが、以上の通りですので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【担当】 富津市選挙管理委員会事務局 0439-80-1349